

医師主導による治験等の実施に関する標準業務手順書・変更対比表(第4版→第5版)

変更箇所	変更前 (平成28年4月1日)	変更後 (平成29年11月1日)	変更理由
第1条6	先進医療Bに係る試験に対しても適用する。	先進医療Bであり、施設要件として求めがある場合には本手順書を準用する。	治験審査委員会の適用範囲を明確にするため
第18条2	1) 事務局長：治験管理室長	1) 事務局長：病院長の指名する者	組織改定のため修正